

科目間流用と予備費充当のルールについて

予算超過時の科目間流用と予備費充当の考え方については、本財団の「会計規程」により以下のとおり規定されている。

(適用)第2条

本財団の会計処理は、法令、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準並びにその他の公益法人の会計の慣行及び定款に基づくほか、この規程の定めるところによる。

(予算の流用)第12条

予算科目間^{*}の流用は、原則として実施しない。ただし、代表理事の承認を得た場合に限り、科目区分の大科目中の中科目間において流用することができるものとする。

(予備費)第13条

予測しがたい支出に充てるため、予備費として相当の金額を予算に計上することができる。

2 予備費支出を使用する場合には、代表理事の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

^{*}ここで規定する予算科目間とは、予算書の表示レベルである大科目中の中科目間を指す

よって、本財団は、一般的な公益法人の会計の慣行等に基づき科目間流用または予備費充当を行い、行う際には本財団のルールとして理事長決裁を受け、予備費充当の場合は理事会に報告している。

一般的な公益法人の会計の慣行等については、予算を超過した場合は、先ずは中科目間の範囲内で与えられた予算額内で賄うことを優先し、不足額については予備費を充当するという方法であると整理している。

ただし、台数要因等による大幅な支出増加により予算を超過した場合等は、「会計規程」第13条に規定する「予測しがたい支出」が発生したとの理由から、中科目間内での流用ではなく、予備費充当を選択している。

以上

<平成24年度資金管理料金特別会計における科目間流用、予備費充当の実績>

◇科目間流用・・・予算を超過した場合

(単位:円)

大科目	中科目	流用額
管理費支出	租税公課支出	△ 450,000
	通信運搬費支出	200,000
	諸謝金支出	250,000

◇予備費充当・・・「予測しがたい支出」(台数増加等)により予算を超過した場合

(単位:円)

大科目	中科目	充当額
予備費支出		△ 115,000,000
事業費支出	新車購入時預託関連費支出	70,000,000
	輸出取戻し事業費支出	45,000,000